

3 自己持分の取得・保有及び処分制限の見直し

(1) 自己持分の取得

会社は、定時総会の特別決議（有法第48条）により、配当可能利益並びに社員総会の決議により減少した資本及び法定準備金の範囲内で、次の定時総会の終結の時までに取得できる自己持分の総数及び取得価額の総額並びに特定の者から買い受けるときはその者を定め、これに基づいて自己持分を取得することができることとされた（有法第24条，法第210条第1項から第3項まで）。この場合の取締役の責任については、株式会社の場合の規定を準用することとされた（有法第24条，法第210条ノ2）。

(2) 自己持分の保有

会社は、取得した自己持分を、期間、数量等の制限なく保有することができることとされた（旧法第211条を準用する旧有法第24条第1項の改正）。

(3) 自己持分の処分等

ア 自己持分の処分

会社は、有法に別段の定めがある場合を除き、社員総会の特別決議（有法第48条）により、保有する自己持分を処分することができることとされた（有法第23条ノ2）。この場合には、資本増加の規定が準用される。

イ 自己持分の消却

会社は、社員総会の特別決議（有法第48条）により、保有する自己持分を消却することができることとされた（有法第23条ノ3）。

4 法定準備金の見直し

法定準備金の減少手続及び利益準備金の積立額の見直し等について、株式会社の場合（第1の9参照）と同様の見直しがされた（有法第46条）。